

U18 BASKETBALL LEAGUE HYOGO における

U18 審判員の参加手続き及び諸謝金について

兵庫県バスケットボール協会

U18 カテゴリー 部会

1、手続き

U18 審判員が U18 BASKETBALL LEAGUE HYOGO (以下 U18 リーグ戦)に参加する場合、以下のとおりとする。

【家庭内手続き】

保護者の承諾および大会審判組織への依頼(承諾書兼依頼書 様式① 様式②)

当該審判は「承諾書兼依頼書 様式①(県リーグの参加予定場合)もしくは様式②(地区リーグ参加予定の場合)」をホームページよりダウンロードし、アンダーラインの場所を記入し、提出する。

※部活動に加入している U18 審判員は必ず顧問の承諾も得ること。

【提出の流れ】

① 所属チームが県リーグに所属している場合

「承諾書兼依頼書 様式①」を県リーグ審判担当に郵送する。

住所：〒673-0842 兵庫県明石市荷山町1744番
兵庫県立明石高等学校 前田 信 宛

② チームが地区リーグに所属している場合

「承諾書兼依頼書 様式②」を各地区リーグのリーグ内の運営責任者に顧問を通じて提出する

③ チームに所属してなく県リーグの審判を行う場合

「承諾書兼依頼書 様式①」を県リーグ審判担当に郵送する。

住所：〒673-0842 兵庫県明石市荷山町1744番
兵庫県立明石高等学校 前田 信 宛

2、謝金等

U18 審判員の審判諸謝金及び交通費等の取扱いについては、以下のとおりとする。

① 審判諸謝金については、U18 リーグ戦は一般の審判員と同様に支給する。

② 交通費については、U18 審判員の大会参加状況を確認し支給可とする。

※大会参加状況とは、部活動に加入しプレーヤーとともに学校単位で参加し移動している場合等は交通費の支給は不要とする。

3、その他

- ・ U18 審判員については勝敗等に関する問題責任もあるため、副審としてのみ割当を行う。
- ・ チーム帯同日以外で審判活動をする際には、事故やケガに対応した任意のスポーツ保険などに加入することを推奨します。
- ・ 諸謝金の支払いは原則、審判個人に支払います。審判員は印鑑をご持参ください。ただし、学校の実態に即して柔軟に対応可能とします。